

有料化の目的

- ごみを減らす意識、分別の徹底によるリサイクル意識の向上を図る
- 有料化は、ごみを出す量に応じてごみ処理手数料を負担する仕組みなので、ごみを多く出す人と少なく出す人の費用負担の公平化を図る
- ごみの減量により処理費用を削減し、有料化による収入をごみの減量化・資源化のための施策に活用する
- 施設で使用する電気や燃料などの使用量の削減、施設の延命化を図る



有料化に関するQ&A

- 指定ごみ袋、粗大ごみシールはどこで買えますか？
町内のスーパーや小売店での販売を予定しています。
- 指定ごみ袋以外の袋で出された有料化対象のごみは収集しますか？
有料化対象のごみについては、指定ごみ袋で出されたもの以外は収集しません。収集できない理由を記載したステッカーを貼って置いておきます。ペットボトルや電池は、これまでどおり透明袋で出していただけます。
- 地域のボランティア清掃活動や災害のときも、指定ごみ袋を使用しなくてはいけないのですか？
上記の場合は、中身が見える透明袋でかまいません。清掃活動の場合は、袋に清掃活動を行なった旨を記載して出してください。
- ポイ捨て、不法投棄、野外焼却などの対策は？
地域の役員の方や美しいまちづくり推進員などに監視していただいております。今後も不法投棄防止看板を設置するなどの啓発・広報活動に取り組んでいきます。事案を発見された場合は、環境衛生係までご相談ください。



- 収集日や出し方は変わりますか？

収集日、収集時間、収集所のルールは変わりません。
これまで通りごみの分別にご協力をお願いします。



- 小峰クリーンセンターに指定ごみ袋に入れて持っていくと、持込処理手数料は免除されますか？
指定ごみ袋を使っても、小峰クリーンセンターに直接ごみを持ち込む場合は持込処理手数料がかかります。ルールにしたがって分別し、種類ごとに中身が見える透明袋に入れて持ち込んでください。

有料化にあたってのお願い

ごみを一度に多量に出されると、施設の運営に大きな負担がかかりますので、余裕を持ったごみの排出にご協力をよろしく
お願いします。特に3月までの多量持ち込みはご遠慮ください。



問合せ先 山都町役場 環境水道課 環境衛生係 ☎ 0967-72-4002

平成31年4月1日から ごみ処理手数料有料化が始まります

ごみ処理手数料の有料化とは

ごみ処理手数料が含まれた「指定ごみ袋」「粗大ごみシール」を購入することで、ごみ処理費用の一部を負担していただく仕組みです。また、小峰クリーンセンターへ直接持ち込まれるごみは、重量に応じて「持込処理手数料」を納付していただきます。

指定ごみ袋等の種類と金額

区分	家庭ごみ（収集所へ出すごみ）						小峰クリーンセンターへの持込ごみ （家庭・事業所ごみ）			
	可燃物 （燃えるごみ）		不燃物 （燃えないごみ）		資源物			粗大ごみ （袋に入らない不燃物）		
種類	大サイズ	小サイズ	金属類	ガラス 陶器類	アルミ	スチール	粗大ごみ シール	持込処理手数料		
大きさ 金額 （税別）	 45 L 20円/枚 山都町		 20 L 10円/枚 山都町		 30 L 20円/枚 山都町		 45 L 12円/枚 山都町		 300円/枚 山都町 1品目につき1枚	 10kgあたり 100円(税込)

注意 家庭ごみの出し方が変わります。



- 4月1日からは、燃えるごみを出すときに市販の透明袋は使えません。
- 粗大ごみは、粗大ごみシールを1品目につき1枚貼って出してください。
- 指定ごみ袋、粗大ごみシールは町内の取扱店で購入できます。
- そのほかのごみの出し方はこれまでと変わりません。

注意 小峰クリーンセンターへの持込ごみは持込処理手数料を納付いただきます。

- 持込処理手数料の金額は10kgあたり100円で、小峰クリーンセンターで計量します。
- 持込処理手数料は、持ち込まれた際に小峰クリーンセンターの受付で納付してください。